

令和7年度結核予防費補助金交付基準

神戸市が補助する額は、次の算定基準にて算定した算定額に 3 分の 2 を乗じた額とします。なお算定基準の単価は、厚生労働省「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱 別表 5」に基づいて算出します。

ただし、総支出額から個人負担金等の収入を控除した額が、この算定基準による算定額より少ない場合は、収入控除後の額の 3 分の 2 を補助します。

種 別	算 定 基 準	補助率
間接撮影	506 円 × 100 mmミラーカメラにより撮影した者の延数	2/3
精密検査	精密検査①(直接撮影及び喀痰検査を実施) 6,937 円 × 精密検査を受けた者の延数	
	精密検査②(喀痰検査のみ実施) 5,170 円 × 精密検査を受けた者の延数	
	精密検査③(直接撮影のみ) 1,767 円 × 精密検査を受けた者の延数	